



# 佐賀県公報

平成17年  
2月4日  
(金曜日)  
第12564号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

○道路の区域の変更	(三三・道路課)	一
○道路の供用開始	(三四・〃)	二
○新たに生じた土地の確認	(三五・市町村課)	二
○字の区域の変更	(三六・〃)	二
○新たに生じた土地の確認	(三七・〃)	二
○字の区域の変更	(三八・〃)	三
○新たに生じた土地の確認	(三九・〃)	三
○字の区域の変更	(四〇・〃)	三
○新たに生じた土地の確認	(四一・〃)	三
○字の区域の変更	(四二・〃)	四
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	四
○	(〃)	四
○平成十六年度屋外広告物講習会の開催	(まちづくり推進課)	五
○県営内砥川地区土地改良事業の工事完了	(農地整備課)	五
○県営上峰北部地区土地改良事業の工事完了	(〃)	五
○県営東地区土地改良事業の工事完了	(〃)	五
○建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築住宅課)	六
○佐賀西部地域森林計画の一部変更	(森林整備課)	六
◎佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一)	六

## ○告示

### ●佐賀県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年二月四日から平成十七年三月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		幅員の延長	
	前	後	メートル	メートル
肥前呼子線	唐津市鎮西町横竹字下り道一〇一一番五地先から唐津市呼子町呼子字野中四〇五四番二八地先まで	唐津市鎮西町横竹字下り道一〇一一番五地先から唐津市呼子町呼子字野中四〇五四番二八地先まで	一・二・二 〃 三・三	九五七・三
	唐津市鎮西町横竹字笹ノ元六〇五九番五地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三九番二地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	唐津市鎮西町中野字辻六〇五五番地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	七・四 〃 一五・六	一七九・四
県道 鎮西唐津線	唐津市鎮西町中野字辻六〇五五番地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	唐津市鎮西町中野字辻六〇五五番地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	七・五 〃 一九・七	一一六・三
	唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三一番八地先まで	七・八 〃 一二・〇	一四〇・〇

<p>●佐賀県告示第三十四号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十七年二月四日から平成十七年三月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十七年二月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		<p>路線名</p> <p>供用開始の区間</p> <p>供用開始の期日</p>	<p>県道 肥前呼子線</p> <p>唐津市鎮西町横竹字下り道一〇二一番五地先から唐津市呼子町呼子字野中四〇五四番二八地先まで</p> <p>平成一七・二・四</p>	<p>県道 鎮西唐津線</p> <p>唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三三九番二地先から唐津市鎮西町横竹字笹ノ元三三二一番八地先まで</p> <p>平成一七・二・四</p>	<p>●佐賀県告示第三十五号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十七年二月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		
<p>●佐賀県告示第三十六号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十七年二月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上に編入する区域</p>	<p>大字系岐字破瀬ノ浦</p> <p>大字系岐字破瀬ノ浦三三八九二の地先並びに三三八八二及び三三八九一に接する道路の地先</p>	<p>新たに生じた土地</p> <p>面積 (平方メートル)</p> <p>四四・〇〇</p>	<p>備考</p> <p>公有水面埋立てのため</p>		
<p>●佐賀県告示第三十七号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十七年二月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>							

新 た に 生 じ	所 在	大字大浦字平浜丙八八六の地先	平成十七年二月四日	区域を変更する字の 名称	大字大浦字平浜	大字大浦字平浜丙八八六の地先	●佐賀県告示第三十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ り、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ た。	佐賀県知事 古 川 康	●佐賀県告示第三十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、 次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町 長から届出があつた。	平成十七年二月四日	佐賀県知事 古 川 康
		大字大浦字平浜丙八八六の地先			同上に編入する区域						
新 た に 生 じ	所 在	大字大浦字竹崎甲一九二、甲一九二 及び字夜燈甲一の地先並びに字竹崎甲一 一九二及び字夜燈甲二に接する道路の地 先	平成十七年二月四日	区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域	大字大浦字竹崎甲一九二、甲一九二及び字夜燈甲一の 地先並びに字竹崎甲一九二及び字夜燈甲二に接する道路の 地先	●佐賀県告示第四十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ り、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ た。	佐賀県知事 古 川 康	●佐賀県告示第四十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、 次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町 長から届出があつた。	平成十七年二月四日	佐賀県知事 古 川 康
		大字大浦字竹崎甲一九二、甲一九二 及び字夜燈甲一の地先並びに字竹崎甲一 一九二及び字夜燈甲二に接する道路の地 先			同上に編入する区域						
新 た に 生 じ	所 在	大字大浦字竹崎甲一九二、甲一九二 及び字夜燈甲一の地先並びに字竹崎甲一 一九二及び字夜燈甲二に接する道路の地 先	平成十七年二月四日	区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域	大字大浦字竹崎甲一九二、甲一九二及び字夜燈甲一の 地先並びに字竹崎甲一九二及び字夜燈甲二に接する道路の 地先	●佐賀県告示第四十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ り、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ た。	佐賀県知事 古 川 康	●佐賀県告示第四十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、 次の土地が太良町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町 長から届出があつた。	平成十七年二月四日	佐賀県知事 古 川 康

新たに生じた土地	備考
所 在	面 積 (平方メートル)
大字多良字町一八七四九の地先	一八六・七八
	公有水面埋立てのため

●佐賀県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十七年二月四日

佐賀県知事 古 川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字多良字町	大字多良字町一八七四九の地先

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月18日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人地球市民の会  
(2) 代表者の氏名 古賀武夫  
(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市高木町3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球市民運動を通じて、世界の平和と親善に貢献し、あわせて地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月18日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人環境科学研究所  
(2) 代表者の氏名 高柳弘美  
(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島5番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、シックハウス症候群等大気汚染で困っている人々の相談を受けて研究、対処し、また、個人、法人を問わず全ての人々を、有形無形の様々な方策を通じて大気汚染や水質汚濁防止の啓蒙を図ることにより、

環境の保全と劣化防止に努め、もって現代病の根本的な解決を図り、健康社会の実現に寄与することを目的とする。

佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)第17条の3第1項の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を次のとおり開催します。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 受講対象者  
屋外広告業に従事している者及び今後屋外広告業に従事する予定の者
- 2 開催日時及び場所

(1) 日時 平成17年3月22日(火) 午後1時30分から午後5時まで

(2) 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟7階73号会議室

3 講習会の課程

(1) 広告物に関する法令

(2) 広告物の表示の方法に関する事項

(3) 広告物の施工に関する事項

4 受講手続

(1) 申込受付期間

平成16年3月14日(月)まで

(2) 申込方法

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課又は各土木事務所配布する受講申込書に必要事項を記載し、受講料として2,000円の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県土づくり本部まちづくり推進課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に申し込んでください。

なお、受講料は、次のいずれかに該当する者が講習会の課程の一部免除

を受けた場合には、1,500円(佐賀県収入証紙)となります。

ア 一般建築士、二級建築士又は木造建築士

イ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士

ウ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技

術者

エ 帆布製品製造科に係る職業訓練修了者、帆布製品科に係る職業訓練指

導員免許所持者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者

オ 屋外広告業の5年以上の実務経験者

(3) その他

詳細については、佐賀県土づくり本部まちづくり推進課(電話0952-25-7158)に問い合わせてください。

平成16年3月30日県営土地改良事業(ため池等整備)内砥川地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

平成13年3月29日県営土地改良事業(ほ場整備)上峰北部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

平成12年12月13日県営土地改良事業(ため池等整備)東地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27 番4	武雄市武雄町大字永島字一本松15363	平成17年 1月25日	4.11~4.15	32.80

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により佐賀西部地域森林計画の一部を変更したので、変更後の計画を佐賀県県土づくり本部森林整備課のほか、次の関係農林事務所並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成17年2月4日

佐賀県知事 古川 康

変更した森林計画区	縦 覧 場 所
佐賀西部地域森林計画区	唐津農林事務所及び伊万里農林事務所 唐津市役所及び伊万里市役所 七山村役場、玄海町役場、有田町役場及び西有田町役場

### ○ 教育委員会事項

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月四日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

#### ●佐賀県教育委員会規則第一号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第

四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。